

はじめよう！市民活動 進めよう！市民協働型まちづくり ガイドブック

～あなたもやってみよう・御殿場市と一緒にまちづくり～



目次

このガイドブックについて	1
--------------------	---

ステップ01 市民活動を始めよう！

市民活動とは？	3
市民活動を始めるポイント！	4
市民活動の分野	5

ステップ02 団体を設立しよう！

市民活動団体とは？	7
設立前にやろう！	8
活動を継続して運営していくために	9
設立しよう！	11
定例的にやろう！	12
NPOについて	13

ステップ03 市民協働を進めよう！

どうして協働が必要なの？	15
御殿場市の協働って？	16
協働の原則	17
どういうときに協働するの？	18
協働の形態	19
協働の進め方は？	23
御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金	24

御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金活用事例

保健・医療・福祉の増進	26
環境・暮らし	27
子育て・教育・青少年	29
生涯学習	32
文化・スポーツ	33
まちづくり	35
災害支援	38
地域安全	39
経済活性化	39
NPO支援	39
その他	40

支援窓口一覧	41
--------------	----

資料編	43
-----------	----

このガイドブックについて

1990年代後半からの地方分権の進展により、国が何でも決めるのではなく、それぞれの地域の実情に合った政策を進めることができるようになりました。

しかし、一方で私たちの暮らしや社会情勢が大きく変化し、市民ニーズが多様化する中で、地域の課題や公共的な課題を市民や行政がそれぞれ単独で解決することは難しくなっています。

このような課題を乗り越え、暮らしやすいまちづくりを進めていくために求められるのが「市民協働」です。

御殿場市では、市民の皆さんが「市民協働」に興味をもち、地域課題の解決に取り組んでいくことで、まちがより住み良くなることを目指しています。このガイドブックでは、「市民協働」を進めていくために、まずは市民の皆さんが市民活動から始められるよう、活動の始め方や団体の設立の仕方などを紹介しています。その後で、行政と一緒にまちをより良くするための「市民協働」について解説しています。

このガイドブックを読んで、あなたもまちづくりに参加してみましょう！

ガイドブックのデータ版は、
右記 QR コードから御確認ください。



ステップ01

市民活動を始めよう！

暮らしやすいまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんの力が欠かせません。

皆さんが活動をスムーズに始められるよう、市民活動を始めるポイントなどを紹介します。



市民活動とは？

- ①自分の意志で（主体性）
- ②営利を目的としない（非営利性）
- ③地域が抱える課題や問題に取り組む（公益性）もので、
継続的な活動を指します。

具体的には、以下のような活動が挙げられます。

個人でできる活動

- ゴミ拾い
- 公園の清掃
- 子育てボランティア
- 災害ボランティア など



地縁によるつながり

- 自治会活動
- 交通安全協会
- 地域祭り など



目的によるつながり（NPO 法人、任意団体等）

- 環境保護活動
- 学習ボランティア
- 読み聞かせ など



市民活動は、年齢や性別、職業などに関わらず、誰でも取り組むことができるものであり、個人でも団体でも活動できます。

▶市民活動には、どのような活動があるのか P5 に市民活動の分野を掲載しています。

Step
1

市民活動を始めよう！

市民活動を始めるポイント！

市民活動に取り組むときの4つのポイントを紹介します。

①気軽にできることからやろう！

まずは気軽にできること、負担にならないことから始めてみましょう。自分にできる範囲で、日常生活のささやかなことから、まず一步を踏み出すことが大事です。



②「良くしたいこと・楽しめること」を発見しよう！

活動を始めると、学ぶことや気づくことがたくさんあるはずです。どんなことが課題なのか、気づくことはとても大事です。また、自分自身が楽しんで活動できることを発見することも大切です。そして、どうやったら良くなるのか、自分だったら何ができるか、具体的な方法を考えてみましょう！



③わからないことは調べてみよう！

気軽にできることから始めてみたけれど、「どうやって活動を広げていけばいいのかわからない」「続けていく上で困ったことがある」といったときは、インターネットや書籍などで調べてみましょう。



④御殿場市民活動支援センターに相談してみよう！

調べてもよくわからないとき、困ったときには、御殿場市民活動支援センターに相談してみましょう。

▶御殿場市民活動支援センターの紹介や、その他支援窓口は、P41・P42 を御確認ください。



市民活動の分野

市民活動の分野は、団体によって多種多様ですが、特定非営利活動促進法（NPO法）で規定された以下の20の活動分野が目安となります。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

Step
1

市民活動を始めよう！

ステップ02

団体を設立しよう！

個人で活動しているうちに、「もっと大きなことにチャレンジしたい」と思うことや、活動に共感した仲間が増えていくことがあります。

また、自分がやりたいことをしている団体がないときもあります。

そこで、スムーズに団体が設立できるよう、設立方法を紹介します。



市民活動団体とは？

市民活動を継続的・組織的に取り組む団体のことで、自治会や NPO 法人、一般社団法人などがあります。

	地縁によるつながり	目的によるつながり
法人格あり	認可地縁団体 (法人格を得た自治会等)	NPO 法人 一般社団法人等
法人格なし	自治会、 地域づくり団体等	任意団体 (ボランティア団体等)

市民活動団体の構成員

団体により様々ですが、以下の構成員が考えられます。



役員
(有償 or 無償)



職員
(有償 or 無償)
※役員兼務の場合有



ボランティア
(有償 or 無償)

Step
2

団体を設立しよう！

設立前にやろう！

団体を設立する前に、その準備をしっかりとすることが大切です。
まずは、この3つの項目に取り組んでいきましょう。

■課題・ニーズを把握しよう！

団体は、地域課題を解決し、また人々のニーズに応えることで、よりよい社会を目指さなければなりません。「自分がこれをやりたいから」といったことだけでなく、いろいろな場に足を運ぶことや、情報を収集することで、地域や社会の課題、ニーズを把握しましょう。

■仲間を集めよう！

団体のメンバーが集まったら、お互いの好きなことや得意なことを共有しましょう。それを生かすことで、活動のやりがいであったり、その団体の強みや特色につながってきます。

仲間を集める方法は？

仲間を集める方法は、様々です。

- 募集チラシを作成し、置ける場所を探す。
- イベントを開催し、その場で募集する。
- 自分の（自分たちの）やりたいこと、やろうと思っていることを周りの人に話す。
など

■目的を明確にしよう！

その団体が何を指すのか、どんな地域や社会にしたいのかということは、団体の根幹となるものであり、最重要といえます。地域や社会の課題、ニーズ、メンバーの強みなどをもとに、メンバーで話し合い、団体の目的を明確にしましょう。

活動を継続して運営していくために

団体活動を運営していくためには、団体の決まりや予算計画などをしっかり準備していくことが重要です。

■役員を決めよう！

団体の代表者ひとつを見ても、会長、理事長、代表など、その名称は様々です。まずは、役員の種類、名称、人数を決めましょう。また、役員報酬の有無を決めましょう。



■規則・会則を定めよう！

規則や会則は、団体の名称や活動目的、活動内容、役員・会員、意思決定の方法など、団体を運営していく上でのルールとなるものです。規則等を疎かにしてしまい、トラブルが発生することは少なくありません。また、そうしたトラブルを解決することは非常に大変で、団体の運営に支障をきたします。任意団体であっても規則等を定めましょう。



■事業計画を立てよう！

計画を立てるときは、中長期的な視点で考えてみましょう。例えば、長期的に「〇〇を達成する」という計画を立てたら、中期的には「△△を解決する」、そのために今は「××を行う」というように、大きな目標のためには小さな目標を着実に実現することが大切です。また、その目標が数値により把握することが可能なものであれば、具体的な数値により管理しましょう。



Step
2

団体を設立しよう！

■ 予算を立てよう！

設立に必要な資金や、事業計画に基づいた活動を行うときの資金など、どのくらいお金がかかるのか、それをどのように調達するのか、その収支予算を立てましょう。この見通しを立てられずに活動を始めてしまうと、資金が不足し、活動を中止することや、団体の解散にもつながりかねません。



■ 拠点を決めよう！

活動の拠点となる事務所を決めましょう。団体のメンバーの自宅というところもありますが、規模が大きいくところであれば、独立した事務所があると便利です。また、活動範囲が広い場合には、複数の事務所を設けることを検討しましょう。



■ リスク管理を徹底しよう！

活動の中で、参加者がけがをしてしまったり、物を破損してしまったりすることがあると、場合によっては損害賠償責任を問われることもあります。万が一に備えて、レクリエーション保険やイベント保険など、自分たちの活動に合わせて保険に加入することが必要です。また、活動によっては、事前に関係機関への申請や届出が必要なものもあります。



設立しよう！

団体を設立する準備ができたなら、実際に団体を設立しましょう。
ここでは、設立時にやるべきことを紹介します。

■ 設立総会を開催しよう！

設立前の準備が終わったら、団体のメンバーを集めて、設立総会を開催しましょう。総会では、以下の事項等を確認しましょう。

- ・議長
- ・設立趣旨
- ・規則、会則等
- ・設立当初の財産
- ・本年度、次年度分の事業計画、予算
- ・役員
- ・入会金、会費 など



■ 議事録を作成しよう！

設立総会が終わったら、議事の内容をまとめた議事録を作成しましょう。その議事録が正確なものであることを証明するため、複数人の自署、押印等があることが望ましいです。その場合には、設立総会の中で、あらかじめ議事録署名人を選出し、承認を得ておきましょう。議事録を作成したら、団体のメンバーと共有し、事務所に保管しておきましょう。

■ 活動をはじめよう！

さっそく活動を始めましょう！設立総会で承認された計画や予算にしたがって、活動してください。活動をしていると、計画通りに上手くいかない時などもあるかと思います。

そんな時は、団体のメンバーと話し合ったり、相談窓口（P41・42 参照）でサポートを受けるなどしましょう。

Step
2

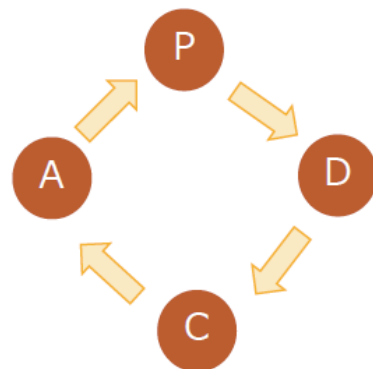
団体を設立しよう！

定例的にやろう！

団体を設立した後も、やるべきことはたくさんあります。ここでは、設立後に定例的にやるべきことを紹介します。

■活動を管理しよう！

社会課題の解決を目指して活動を始めたはずが、いつのまにか自己満足の活動になってしまっているケースもあります。そうしたことが起こらないよう、外部の人の意見も取り入れたり、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）によって常に自分たちの活動を定期的に見直すなど、客観的な視点での評価を心掛けましょう。



■活動報告書・決算書を作成しよう！

団体で定める会計年度が終了したら、活動の成果を報告書にまとめましょう。また、どういったお金が入ってきて、何にお金を使ったかが分かるよう、決算書を作成しましょう。活動報告書や決算書は、支援等をして给我们の方々への説明責任を果たすものであるとともに、新たな支援者を増やすために非常に重要なものです。

■活動計画書・予算書を作成しよう！

1年間の活動を振り返ると、上手くいったことや課題などが見えてくるかと思います。それらを踏まえて、次年度の活動計画を立てましょう。また、次年度の活動計画や、団体の収支状況などから、次年度の予算書を作成しましょう。

■総会を開催しよう！

年に1回以上は団体のメンバーを集めて、総会を開催するようにしましょう。その際に、活動報告書や決算書、次年度の活動計画や予算書の承認を得てください。その他、必要に応じて臨時の総会を開催するようにしましょう。

NPOについて

団体には、様々な形態がありますが、このページではNPOについて紹介します。NPOは「Non Profit Organization」の略で、広義のNPOは「非営利団体」を意味します。狭義のNPOは「非営利で社会貢献活動を行う市民団体」を意味し、NPO法人だけでなく、任意団体（ボランティア団体など）もNPOに含まれます。「NPO法人」は、法人格を持ったNPOであり、NPO法に基づき認証されています。

任意団体とNPO法人の違いについて

■任意団体について

任意団体は、法律によらず、自発的な任意の意思（やりたいという気持ち）で始めることができる団体です。

メリット

立ち上げたり、解散したりすることが簡単にでき、役所に書類を提出することも少ないため、事務作業が少なく自由に動けることが特徴です。

デメリット

NPO法人に比べて信用度が低く、例えば携帯電話や事務所などの契約は、代表者が個人的に借りなければならないなどの制約があります。

■NPO法人について

NPO法人は、法律に基づいて設立した団体です。法律に定める所定の条件と手続きをクリアした団体が、NPO法人として活動することができます。

メリット

任意団体ではできなかった、法人名義での契約が行えるようになる他、社会的にも信用度が高くなります。また、グループホームやデイサービスなどの事業をはじめするには、法人であることが条件となっているものもあります。

デメリット

法の制約を受けるため、その分自由に活動ができなくなり、様々な事務手続きが生じます。

任意団体とNPO法人、いずれもメリット、デメリットがあります。活動の内容や動くお金の規模、法律上の要件などでどちらにするか決めるとよいでしょう。そこで、まずは任意団体から活動をスタートし、規模が大きくなるにしたがって法人になることを検討するほうが、より確実に運営できるといわれています。

Step
2

団体を設立しよう！

ステップ03

市民協働を進めよう！

一つの組織だけでは十分に成果を出せない地域課題の解決や目標達成のために、協働は有効な手段です。

お互いの持ち味を生かし、弱点を補い合いながら協働することで、1+1が2以上の効果を得られることが期待されます。



どうして協働が必要なの？

少子高齢化や社会経済の変化に伴い、御殿場市でも様々な地域課題を抱えています。また、市民の価値観やライフスタイルの多様化により、一人ひとりが向き合う課題も多岐にわたっており、市民や行政などがそれぞれ単独で解決することが難しくなっています。

このような課題を乗り越え、個性豊かなまちづくりを進めていくために求められるのが「協働」です。「公共的なことは行政が担う」というこれまでの考え方を転換し、多様な主体がそれぞれの得意分野や特性を活かして、お互いに補完・協力しながら地域課題を解決していく新たなまちづくりのスタイルを構築していく必要があります。



これらの課題を行政だけで解決することが難しく、市民や市民活動団体の力が必要不可欠です。

Step
3

市民協働を進めよう！

御殿場市の協働って？

御殿場市では、「協働」を「個人としての市民、区や地区、市民活動団体、企業、行政など、このまちに関わる様々な主体が、まちづくりの理想と志を共有し、地域の課題や公共的な課題に協力して取り組むこと」と定義しています。また、特に市民と行政が協働するまちづくりのあり方を「**市民協働型まちづくり**」と呼んでいます。

■「市民協働型まちづくり」の推進によって期待される効果

「市民」にとって

- ①きめ細かなサービスが実現し、より住み良いまちになる
- ②地域のことを地域のみんなで考える意識・つながりが強くなる
- ③市民活動団体や区・地区などの安定・自立につながる

「行政」にとって

- ①多様な市民ニーズに応えられる
- ②より効率的・効果的な行政運営が実現できる
- ③「市民のための個性豊かなまちづくり」が実現できる

御殿場市市民協働型まちづくり推進指針・プラン

御殿場市では、「市民協働型まちづくり」を推進するために、その基本的な考え方（指針）や具体的な行動計画（プラン）を策定しています。



推進指針



推進プラン

「協働」と「共同」と「協同」

協働

同じ目的のために、各々の特性を生かし、
対等の立場で協力して働くこと
協働 = Task together ⇒ 課題を一緒にする

共同

同等の立場や資格を持つ者同士が、
共に取り組むこと
共同 = Live together ⇒ 生活を一緒にする

協同

同じ目的のために、複数の団体等が役割分担の上、
協力して取り組むこと
協同 = Work together ⇒ 活動を一緒にする

Step 3

市民協働を進めよう！

協働の原則

御殿場市では、「市民協働型まちづくり」を推進するために、以下の8つを協働の基本原則として定めています。

1. 目標共有の原則

市民と行政はまちづくりの目標や理想を共有して事業に取り組むこと

2. 自主性の原則

市民の活動は決して強制されるものではなく、あくまで自主的・主体的であること

3. 自己決定・自己責任の原則

市民の活動は自らが決定し、自らの責任において行うこと

4. 対等の原則

市民と行政は対等な立場で協力し合い、市民を行政の下請けとして利用しないこと

5. 補完の原則

市民と行政はお互いの役割を理解し、助け合うこと

6. 信頼の原則

市民と行政はお互いに信頼関係の構築に努めること

7. 情報共有の原則

行政は情報公開だけでなく積極的に情報提供をしなければならず、市民と行政が情報共有のもとに取り組むこと

8. 公開と評価の原則

協働の活動内容及び成果を評価するとともに、広く市民に公開すること

Step
3

市民協働を進めよう！

「協働」の原則を定める理由は何ですか？

- ・市民と行政の関係は、どうしても行政の力が強くなりがちであり、市民が行政の下請けのような関係である場合が少なくない一方、市民が行政に依存したり、市民の「思い」を行政に一方的に押し付けたりするなど、相互に対等な協力関係が築き難いからです。
- ・市民と行政の関係は、公平で対等なものであるべきだからです。

どういうときに協働するの？

協働すること自体が目的や目標にはなりません。あくまでも、市民の皆さんが暮らしやすいまちをつくるための手段のひとつです。内容によっては、協働しないで単独の主体で行うべきものや、単独の主体で行った方が効果が高かったり、解決が早かったりするものもあります。お互いに話し合いをした結果、共通の目的が見出せない場合などは、無理に協働する必要はありません。まずはその事業が、協働に適するかどうか、見極めることが重要になります。そして、高い効果が期待できる場合は、積極的に協働しましょう。



協働の領域



	市民主体	市民主導	市民&行政	行政主導	行政主体
	市民等の責任と主体性により独自に行う領域	市民等が中心となり、行政の協力を得て行う領域	市民等と行政が連携・協力して行う領域	行政が中心となり、市民等の協力を得て行う領域	行政の責任と主体性により独自に行う領域
協働の形態		● 補助・助成 ● 後援 ● 事業協力 など	● 共催 ● 実行委員 ● 情報交換 など	● 指定管理・委託 ● 政策の意思決定への参加 など	
具体例	● 自治会活動 ● 営利活動 ● 私生活 など	● 環境美化活動 ● 団体補助 など	● こどもまつり ● 市民活動交流フェスタ など	● 公共施設の維持・管理 ● 審議会・懇談会 など	● 許認可 ● 税の賦課 ● 行政処分 など

協働する・しないは、どうやって判断すればいい？

・協働の手法を用いることにより、事業効果が上がるかどうかを判断することになります。主なチェック項目は、次の3つです。

- ①市民ニーズや公共性のある事業か？
- ②お互いの特性を生かし協働して行うことで、効果が高まる事業か？
- ③役割分担ができる事業か？

Step
3

市民協働を進めよう！

協働の形態

協働にも、いろいろな形態があります。どの形態を選択した場合でも、役割・責任・経費などの分担を話し合いによってはっきりさせ、いずれかの主体に依存的にならないように気をつけましょう。このページからは、協働の形態の例を紹介します。

情報提供・情報交換

協働のパートナーの主体同士が、それぞれ持っている情報を提供し合い、情報の共有化を図る手法です。

[効果とメリット]

- 情報の共有化が図られ、互いの理解促進につながります。
- 考え方の共通点や相違点が明確になることで、パートナー双方の認識が深まり、協働に対する意識の醸成が進みます。
- 地域課題の発掘や住民ニーズの把握など、情報の収集が効率的に行われることが期待できます。
- 課題を共有化することによって、効果的な協働事業の企画・立案が可能となります。
- パートナー双方のネットワークが相互に活用できるようになります。

[留意点]

- パートナー双方の立場を尊重し、対等な立場で意見交換や情報交換を行うとともに、信頼関係を構築することが必要です。
- 情報を求めるだけでなく、相互に積極的に情報を提供し合うことが必要です。
- 情報は、わかりやすく提供する必要があります。



Step
3

市民協働を進めよう！

共催

複数のパートナーが、それぞれ主催者となり、共同で事業を行う手法です。

[効果とメリット]

- それぞれの資源や特性を生かすことができるので、単独主催よりも事業内容の拡充が図られます。
- パートナー双方のネットワークが相互に活用できます。
- パートナー双方の相互理解や協力関係が促進されます。

[留意点]

- 事業の検討段階からパートナー双方が十分なコミュニケーションを図り、事業目的の明確化と情報の共有を図ることが大切です。
- パートナー双方が対等な立場で役割分担を行い、責任の所在を明確にしておく必要があります。
- 協定書などの書面で、役割分担や経費負担などの取り決めに明確にしておくことが大切です。

後援・協賛

主催者の実施する事業に対して、ほかのパートナーが事業の趣旨に賛同し、開催を支援する手法の一つです。

[効果とメリット]

- 後援は、主に金銭的支援ではなく、自治体や公的機関、マスメディアなど、複数のパートナーが後援することで、事業の信頼度が増す効果があります。
- 協賛は、主に金銭あるいは物資による支援で、事業の実施にかかる経費や配布物などに対して直接的に支援することで、事業をスムーズに行うために効果的です。

[留意点]

- 後援や協賛をすることが対外的に公表されることを踏まえて、その事業の目的、内容を十分に理解し、責任を持って判断することが大切です。
- 後援や協賛を得ようとする場合は、目的・趣旨を十分に説明し、経費や物資の用途、あるいは物品の配布先・配布条件などを明確に示すことが大切です。場合によっては、後援・協賛の依頼書の様式が用意されている場合もありますので、確認してください。
- 主催者は、事業実施後に成果報告をしましょう。

実行委員会・協議会

複数のパートナーが構成員となって新たな組織をつくり、その新組織が主催者となって事業を行う手法です。

【効果とメリット】

- 事業の初期段階から適切な協働関係を築きやすく、規模の大きな事業の実施に効果的です。
- パートナー同士の専門性や独自のネットワークを活かすことができます。
- 実行委員会議などで話し合いの機会を多く重ねることで、目指すべき姿や役割分担がよりはっきりし、相互理解が深まることで、パートナー同士の信頼関係を築くことができます。

【留意点】

- 事業の検討段階から、目的や情報をパートナー同士で十分にコミュニケーションを図り、共有しておくことが大切です。
- パートナー同士が対等な立場で役割分担を行い、責任の所在を明確にすることが大切です。
- 話し合いで明確化された役割分担や責任の所在を、協定書などの書面にすることが必要です。
- メンバーが固定化した場合でも、色々な人の意見を取り入れる努力や仕組みが必要です。

事業協力・協定

パートナー同士が、それぞれの特性を活かし、一定期間、継続的に協力して事業を行う手法です。

【効果とメリット】

- 一般的には、事業の目的、役割分担、経費負担などを取り決めた協定書を取り交わして事業を行うため、安定した関係のもとで、比較的期間の長い事業の実施に効果的です。

【留意点】

- 事業の検討段階からパートナー同士で十分なコミュニケーションを図り、事業目的を明確化した上で、情報の共有をどう確保するか、双方で確認しておくことが大切です。

Step 3

市民協働を進めよう！

補助

活動資金に課題を抱えるパートナーに対して、ほかのパートナーが補助金等の名目で財政的な支援をする手法です。

【効果とメリット】

- かかる経費の一部または全部を、公の資金や助成団体等からの資金で賄うことで、補助・助成先であるパートナーの専門的な知識や技術の活用を確保し、サービスの提供に活かすことが可能になります。

【留意点】

- 補助をする、補助を受けるという立場の違いから、対等性、自立性、自主性を失いやすいので注意が必要です。
- 補助・助成を受けることが目的となるような事業の組み方はやめましょう。
- 主催者は、事業実施後に成果報告をしましょう。

委託

事業を行いたいと考える主体、あるいは本来行うべき主体（委託者）があり、しかしその主体では実施ができない、または実施が難しい、もしくは委託した方が高い効果を得られるであろう事業の全部または一部を、優れたノウハウや特性を持つパートナー（受託者）に、契約をもって委ねる手法です。

【効果とメリット】

- パートナーの専門性、先駆性、柔軟性などの特性を活かすことで、より良いサービスや成果が期待できます。

【留意点】

- 委託者の財政負担や労務負担の軽減のみが目的ではなく、パートナーの専門性や設立の目的などを尊重し、それを活かす視点と姿勢に立つことが重要かつ大前提になります。
- 事業に関する責任は、委託者が負うことも少なくありませんので、委託先の選定については、一定の要件を設けるなどの配慮や制度設計が必要です。
- 主催者は、事業実施後に成果報告をしましょう。

協働の進め方は？

協働するときには、以下のステップがあります。

Step 1

事業の決定

- 事業の目的・目標
- 公益性、効果、ニーズ

Step 2

相手を選択

- 特性や活動実績、活動目的から適切な相手を選択
- 目的・目標を共有

Step 3

事業内容・役割分担の決定

- 対等な立場で協議し、情報を共有しながら、お互いの特性を理解し、信頼関係を深める

Step 4

事業の実施

- 進捗状況や事業に関する情報の共有
- 随時発生する課題や問題に迅速に対応

Step 5

事業の評価

- 目的、目標の達成度
- 役割分担・費用対効果

Step 3

市民協働を進めよう！

御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金

御殿場市は、市民の皆さんと行政が協力・連携して公共的な課題に取り組む「市民協働型まちづくり」を推進しており、市民活動団体と行政がともに取り組む事業を補助金を通じて支援するものです。

はじめの一步事業

10
万円

- ▶市の担当課との協働事業にチャレンジ！
これから活動を始めていこうと考えている
団体におすすめです。
- ▶1団体1回限り、補助対象経費の
最大 100%

市民提案事業

30
万円

- ▶団体の専門性、ノウハウを活用して、市と協
働しながら公共的な課題の解決に取り組
む事業
活動に慣れてきた団体におすすめ！
- ▶連続する3年間、補助対象経費の
最大 90%

行政提案事業

30
万円

- ▶市が提示する地域課題に対して、市と協
働しながら団体の力を発揮し解決に向け
て取り組む事業
- ▶連続する3年間、補助対象経費の
最大 100%

対象団体

- ・ 御殿場市内に活動拠点を有していること
- ・ 3人以上のメンバーで構成される団体であること
- ・ 営利を目的としない社会貢献的活動を行う団体であること

補助金制度の詳細は、
御殿場市 HP をご確認ください。



Step
3

市民協働を進めよう！

この補助金を利用する場合の、1年間の大まかな流れは以下のとおりです。

① 応募

～2月

- 応募する事業について市の担当課と調整
- 申請書などを作成し、期限までに提出
- 事務局による事前審査

② 審査 (提案会)

3月

● 提案会

提案する事業内容を説明

※はじめての一步事業は、書類審査のみ



⇒ 4月1日 交付決定

③ 実施

● 事業実施 4月～翌3月

市の担当課と協力・連携しながら、
計画に従って事業を実施
(事業について広く市民に周知・広報)



④ 評価 報告

翌4月～
5月

- 事業評価、実績報告書の作成
 - 報告会 協働事業の成果、効果について事業報告
- ※はじめての一步事業は、書類報告のみ

事業が終わった後は……（次年度以降に向けた検討）

- 継続して補助金を受けて事業を実施
⇒ 「市担当課との調整・応募」へ
- 独自に財源を得て事業を継続、発展させていく など

Step
3

市民協働を進めよう！

御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金活用事例

これまで、補助金を活用し、実施された事業をカテゴリーごと紹介します。

※掲載されている団体名、市担当課の名称は、当時のものです。

※令和6年度（2024年度）までに、補助金を活用して実施された事業を掲載しています。

[区分：はじめの一步事業・市民提案事業・行政提案事業]

保健・医療・福祉の増進

[区分：はじめの一步事業]

てづくり介護服教室

[団体] 北駿難病患者家族会

[市担当課] 社会福祉課 [活用年] 2007年

事業内容

手づくり介護服教室を3回開催し、参加者35名が既製服をリフォームして、体形・ニーズにあった介護服の作製方法を学びました。

[区分：市民提案事業]

流産、死産、中絶等経験者のサポート事業

[団体] Mallow ～お空の天使を想う会～

[市担当課] 健康推進課 [活用年] 2022年

事業内容

誕生死（流産、死産、新生児死、中絶など）による母親・父親への精神的・身体的な負担に向き合うケアやサポートが十分ではない中、そのような経験をされた方が集うことができる活動・場所をつくり、多様性のある社会の実現を目指しました。



[区分：はじめの一步事業]

御殿場市産後エクササイズ教室

[団体] 御殿場マタニティサポート

[市担当課] 健康推進課 [活用年] 2009年

事業内容

産後エクササイズ教室を開催し、肩こり・腰痛の姿勢矯正や体重管理を指導しました。参加者から高評価を得て、個別指導やグループワークも実施。満足度調査では非常に高い結果が得られ、市外においても当事業をモデルとした同様の事業が開催されるなど、注目度の高さがうかがえました。



[区分：行政提案事業]

認知症カフェの運営助成

[団体] 株式会社陽向

[市担当課] 介護福祉課 [活用年] 2016年～2017年

事業内容

認知症の方、またその家族の方が参加できるコミュニティカフェ・認知症介護家族の会を開催・運営し、「地域の人が気軽に集える場」を提供しました。



[区分：はじめの一步事業]

ほたるの人工増殖（自然環境の整備）

[団体] しばんたほたるの会
[市担当課] ー [活用年] 2006 年

事業内容

ほたる池の造成をはじめとしたほたるの生息環境整備・人工増殖を行いました。また、4回にわたる区民ほたる鑑賞会には130名余りが参加し、地域への愛着心、郷土愛などを深め連帯意識の高揚に役立ちました。

[区分：はじめの一步事業]

エコキャップ運動

～ゴミの削減・リサイクルについて考える～

[団体] 原里幼稚園家庭教育学級
[市担当課] 環境課 [活用年] 2008 年

事業内容

「エコキャップ運動」に参加し、ペットボトルキャップを8万2千個回収しました。この活動により、102名分のポリオワクチン代を寄付しました。また、環境課職員を招いて講座を開き、「ごみの削減・分別」の重要性をPRしました。

[区分：はじめの一步事業]

富士山文化遺産登録「記念講演会」

[団体] 富士山の森を守る NPO ホシガラスの会
[市担当課] 企画課 [活用年] 2013 年

事業内容

農学博士の渡邊定元氏を招き、講演会「富士山の森の再生とホシガラスの役割」を開催しました。展示も行い、地元市民や多方面の協力を得て、世界遺産富士山を取り巻く環境の問題点や活動意義を広く伝えることができました。



[区分：はじめの一步事業]

御殿場のトンボの移り変わりと環境教育事業

[団体] 富士山トンボ池の会
[市担当課] 環境課 [活用年] 2022 年

事業内容

地球温暖化防止と生物多様性の保全が喫緊の課題となる中、市内に生息するトンボや水生生物に焦点を当てた調査を行い、その結果を環境教育用冊子にまとめ公表。また取りまとめた結果を環境課とともに実施する自然観察会などの環境教育事業に活用しました。



[区分：市民提案事業]

みんなで考えよう食の安全・安心を！

[団体] NPO 法人エコハウス御殿場
[市担当課] 農林課 [活用年] 2007 年

事業内容

「食の安全・安心、地産地消、資源の地域内循環」をテーマとしたシンポジウムを開催しました。「地産地消」はおいしく、安全・安心な食を提供してくれることを多くの市民に知っていただく機会となりました。

[区分：市民提案事業]

富士岡南部地区 JR 富士岡駅への路線バス運行事業

[団体] 富士岡南部地区 JR 新駅設置推進委員会
[市担当課] 企画課 [活用年] 2009 年

事業内容

通勤通学時間帯の駅前渋滞緩和と住民の利便性向上を目指し、2月1日から26日まで平日限定で朝3本、夕5本のバスを試験運行しました。利用者からは好評でしたが、試験運行の結果を踏まえ、地域住民へのアンケート実施や、運行方法の検討をしていく必要が見出されました。

【区分：市民提案事業】

農作物の放射線の影響を正しく理解し 消費者、生産者の安全、生活を守る

【団体】 新農業実践会

【市担当課】 農林課【活用年】 2011 年

事業内容

放射能と農作物に関する講演会を開催し、農家や市民が正しい理解を深めることで冷静な対応を促進しました。行政との協働により、他団体との交流が生まれ、活動の幅を広げることができました。

【区分：市民提案事業】

地域ねこ活動事業

【団体】 地域ねこ活動の会

【市担当課】 環境課【活用年】 2013 年～ 2015 年

事業内容

地域住民と団体・行政が協力し、動物愛護精神に基づいたTNR活動を実施しています。多くの野良ねこに施術を行い、「地域ねこ」として地域ぐるみで管理しています。地域で起きている野良ねこ問題に地域住民と団体・行政が協働して取り組むという先進的な取り組みとして注目を集めました。



【区分：市民提案事業】

貴重な植物の群生地や絶滅危惧植物を守ろう

【団体】 富士山みどりの会

【市担当課】 環境課【活用年】 2014 年～ 2016 年

事業内容

富士山の雪崩等による被害を防ぐため、植樹活動を主とし、それに伴う地域教育等の事業を行いました。通常会が行っている植樹活動ではなく、より貴重な元来植物にスポットを当て、その植樹活動を大勢のボランティアを交え行いました。また、講演会なども実施し、富士山の貴重な植物についてたくさんの人に伝えることができました。



【区分：市民提案事業】

御殿場口の外来植物および侵入植物を 駆除するためのハンドブック作成

【団体】 NPO 法人 富士山の森を守るホシガラスの会

【市担当課】 環境課【活用年】 2015 年～ 2017 年

事業内容

市民に現地の現状について知ってもらうため、富士山の植物を紹介するハンドブックを作成しました。また、富士山の自然環境を保護するため、御殿場口などで外来種や侵入植物の調査・除去を行い、固有種などの植生の定量調査も行いました。調査結果は冊子としてまとめました。



【区分：市民提案事業】

在来作物の伝承事業

【団体】 「みくりや」農と食の研究会

【市担当課】 農政課【活用年】 2019 年

事業内容

生産者がごく僅かになっている「板妻もろこし」「青はだ大豆」などの在来作物を栽培、加工・製品化することで、伝統野菜・伝統文化の継承と地域おこしにつなげました。



【区分：市民提案事業】

富士山麓の生物多様性保全のための 調査・啓発活動

【団体】 特定非営利活動法人 土に還る木森づくりの会

【市担当課】 環境課【活用年】 2019 年～ 2021 年

事業内容

世界文化遺産に登録された富士山の裾野には絶滅危惧種をはじめ希少な生物が数多く生息しています。地域における固有の資産である生物多様性を保全するため動植物の調査を行い、結果を冊子としてまとめるとともに、調査結果を環境教育イベント等に活用し、情報発信・啓発活動を実施しました。



[区分：市民提案事業]

「富士の麓の美味しいレシピおうちでいただきます」情報発信事業

[団体] 富士の麓の美味しいレシピ 御殿場プロジェクトチーム
[市担当課] 観光交流課 [活用年] 2020 年

事業内容

新型コロナウイルス感染拡大により外出自粛が余儀なくされる中で、食事を作る方のサポートや、市内で活躍する料理人を広く知っていただき、コロナ後の復興と観光客誘致につなげるため、プロの料理人による料理動画を動画配信サイトで発信しました。

[区分：市民提案事業]

御殿場・小山フードバンクプロジェクト

[団体] 御殿場・小山フードバンク協議会 御殿場支部
[市担当課] 社会福祉課 [活用年] 2021 年

事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、困窮世帯が増加する中、即効性のあるフードバンク事業を地域とともに推進していく形を作りました。また、市内で活動する子ども食堂への支援や、フードロス問題の解決にも取り組みました。

[区分：行政提案事業]

鳥獣被害防止のためのパトロール活動

[団体] 鳥獣被害防止隊
[市担当課] 農林整備課 [活用年] 2015 年～2016 年

事業内容

市内で計7回のパトロールを実施し、シカやイノシシによる農作物被害の要因を特定しました。これに基づき、5回の調査を行い、農業者の生産意欲を維持し、耕作放棄地を増やさないための対策を進めました。また、パトロールを通じて被害予測地点を把握し、農家へのアドバイスや情報収集を行い、捕獲活動や防止策につなげました。

[区分：行政提案事業]

お菓子のデザインコンテスト 「富士山をお菓子にしてみませんか」

[団体] 御殿場小山製菓組合
[市担当課] 文化スポーツ課 [活用年] 2016 年

事業内容

誰にでも親しみのある食文化・お菓子をテーマにしたデザインコンテストを開催することで、気軽に文化に親しみを抱く機会を提供し、食文化への関心向上から文化的な意識の高揚を図りました。

子育て・教育・青少年

[区分：はじめての一步事業]

～子育て応援～ 親子の笑顔づくり和母塾

[団体] 和母塾
[市担当課] 子ども家庭センター [活用年] 2013 年

事業内容

ドキュメンタリー映画上映会を開催し、定員を上回る関心の高さが見られました。母親の悩みやストレスを共有し軽減する場となり、子どもたちには「命の大切さ」を伝えました。アンケートでは高い満足度が得られ、他市町でも開催を計画する団体が現れるなど、行政と協働することでモデル的事業となりました。



[区分：はじめての一步事業]

ブックシェアリングごてんば

[団体] ブックシェアリングごてんば
[市担当課] 図書館 [活用年] 2015 年

事業内容

絵本の回収やメンテナンス、本箱の作成・配布といった一連の活動を通し、リサイクル絵本を活用した絵本コーナーを充実させました。絵本の回収冊数は380冊にのぼり、市内11か所に配布しました。また、新たな回収先の希望もあるなど事業を通して賛同の声が多く、その必要性和発展性の可能性を感じました。



[区分：はじめの一步事業]

道しるべ ～気になる子・個性的な子の育児を話す～

[団 体] 道しるべの会

[市担当課] 子ども家庭センター [活用年] 2015 年

事業内容

発達障害の子どもを持つ親たちのためのお茶会を開催し、和やかなムードで情報交換や意見交換をしたのち、行政による講演や情報提供をしました。会の開催には多くの参加者があり、情報や子どもへの対応を模索している保護者が多いことがわかりました。毎回、笑顔で帰っていく参加者の姿に開催の意義を感じる一方、今後の取り組みへの重要性を再認識しました。

[区分：はじめの一步事業]

地域で「共育」－市民のための生涯学習

[団 体] 御殿場 HSC 親子の会

[市担当課] 社会教育課 [活用年] 2023 年

事業内容

様々な社会課題に対して、多世代がともに学び合いながら地域で解決していくための市民力を養うことを目的として、市民参加型の事業を実施しました。「多様性」をテーマに各分野の専門家による講演等を実施し、世代間の格差を埋め、広く多様性を理解し、支え合う社会のあり方を市民が主体的に考えるきっかけとなりました。



[区分：市民提案事業]

食育とキッズクッキング

[団 体] キラキラキッズクッキング

[市担当課] 子ども家庭センター [活用年] 2015 年～2017 年

事業内容

子どもたちを対象にした食育・クッキング講座を年5回開催しました。実験やクイズを通じて楽しく学び、基本的な調理や技術を体験することで、食生活が健康や幸福につながることを学んでもらうとともに、家庭での食の伝承や食の安全への関心を高めることを目指しました。



[区分：はじめの一步事業]

Diversity For EveryBuddy

[団 体] Buddy

[市担当課] 子ども家庭センター、市民協働課

[活用年] 2023 年

事業内容

国際化が進み、外国人と接することが当たり前になってきている中、親子がともに学び多文化に理解を深めることができるよう、遊びを通じて外国の文化や言語を楽しんで学ぶプログラムを実施しました。

[区分：市民提案事業]

子供たちの環境教育「木育」に役立つ「富士山と木の博物館（展示会）」開催

[団 体] NPO 法人 土に還る木森づくりの会

[市担当課] 農林課 [活用年] 2008 年～2010 年

事業内容

「富士山と木の博物館」を開催し、子どもたちの木育を促進しました。間伐材を活用したシーソーや雲梯が人気で、参加者は合計約 7,000 人に達しました。木と遊びながら学ぶ体験を通じて、御殿場の自然資源や環境の大切さを伝えました。

[区分：市民提案事業]

絵本の挿絵について ～いい絵本と悪い絵本～

[団 体] 御殿場市図書館ボランティアの会

[市担当課] 教育委員会、図書館 [活用年] 2010 年

事業内容

絵本作家の黒井健氏が「いい絵本」と「悪い絵本」を対比しながら講演を行い、約 200 名が参加しました。講演後、氏の絵本の貸し出し数は2倍以上に増加しました。行政と団体がそれぞれの特性を活かし、補い合って協働事業として実施することができました。

[区分：市民提案事業]

「発達障害児・者とその家族に対する療育相談会」事業

[団 体] NPO 法人 発達支援センター御殿場教室

[市担当課] 子ども家庭センター [活用年] 2011 年～2013 年

事業内容

発達障害のある子どもたちやその家族の不安を和らげるため、経験者による療育相談会を開催しました。また、映画観賞や発達支援の発表会、無料療育トレーニングを実施。保健師や臨床心理士が福祉制度やメンタル相談について説明するなど、行政との連携を強化しました。

[区分：市民提案事業]

親と子の発達支援プロジェクト

[団 体] 道しるべの会

[市担当課] 子ども家庭センター [活用年] 2017年～2018年

事業内容

親子の居場所づくりや成功経験、子育てに関する悩みの解消のきっかけづくりのため、発達支援を必要とする親子に向けた講演会や体験教室を開催しました。

[区分：市民提案事業]

我が子流子育てをつくろう！ ～家族のコミュニケーション力向上事業～

[団 体] マザリーズ Motherese

[市担当課] 子ども家庭センター [活用年] 2015年～2017年

事業内容

親子のふれあいを促進するため、映画上映会や自然体験、リフレッシュ講座など様々なメニューを開催しました。参加者から好評で、家庭内のコミュニケーション力が向上しました。夫婦・親子のコミュニケーションが希薄になっている現状を受け、父親学級などの講座を通じて、家庭内のコミュニケーション力をさらに高める取り組みを行いました。



[区分：市民提案事業]

子育て中のお母さんの居場所づくり「いっぱ」事業はぐっと～みんなで子育て～

[団 体] マザリーズ Motherese、子育て支援団体 はぐっと

[市担当課] 子ども家庭センター [活用年] 2021年～2023年

事業内容

周産期うつや産後うつの増加が社会問題となる中、新型コロナウイルス感染症の拡大により子育て中の親、子の居場所が少なくなっている。ベビーシッター養成講座等を通じて得たスキルを生かし、多様化する子育てに沿ったサポート、居場所づくりを通じて子育て支援に取り組みました。



[区分：市民提案事業]

「ごてんば子どもの多様な学び場・居場所マップ」プロジェクト

[団 体] ごてんば子ども支援ネットワーク

[市担当課] 子育て支援課、社会福祉課、学校教育課
[活 用 年] 2024年

事業内容

子どもが不登校になったときや、発達等に不安が生じたとき、親の会や学習支援、居場所支援、発達支援等の情報を手早く調べる術がない。共働きの家庭が多い中、保護者が個人で市の窓口や学校へ問い合わせたり、インターネット等でその家庭や子どもの状況にあった、本当に必要な支援先を見つけるのが大変などの課題を解決するため、子どもの多様な学び場・居場所マップを制作しました。



生涯学習

[区分：はじめの一步事業]

御殿場のまちにひびかせよう！ 子どものミュージックベル隊きらめき

[団 体] ミュージックベル演奏隊きらめき

[市担当課] 社会教育課 [活用年] 2009 年

事業内容

市内の子供達33名が集まり、練習を重ね、ミュージックパレー10周年コンサートで演奏し、大ホールを埋め尽くす観客に絶大な感動を与えました。また、子どもたちは演奏だけではなく、協調性、社会性を学び、素直に表現する力を養いました。

[区分：はじめの一步事業]

ひろがり学習塾講師養成講座

[団 体] 御殿場市生涯学習ボランティアセンター

[市担当課] 社会教育課 [活用年] 2022 年

事業内容

「生涯学習」への関心の低下、指導者の高齢化という問題に対して、地域に埋もれた若い人材を発掘し、より幅広い世代の教育を通じた交流をつくるため、講座の開催を通じて「ひろがり学習塾」の指導者となる人材の育成に取り組みました。

[区分：はじめの一步事業]

貴方の世界を見つけましょう

[団 体] グループ「一歩」

[市担当課] 社会教育課 [活用年] 2009 年

事業内容

生涯学習の一環として、仕事を離れた方々を対象に、パンづくりや木工、フラワーアレンジメントなどの体験教室を合計7回開催しました。参加者からは、今後の生き甲斐を見つける原動力となったとの好評をいただきました。

[区分：市民提案事業]

見て楽しい懐かしい 富士山コレクションの展示

[団 体] NPO 法人富士賛会議

[市担当課] 社会教育課、商工観光課 [活用年] 2008 年

事業内容

「富士山コレクション」の展示を秩父宮記念公園で開催。富士山柄の着物や家具、陶器、ポスター等の740点の珍しい品が展示され、訪れる人の関心を集めました。貴重な文化財を多くの人に見て学んでもらうことで、御殿場の魅力を発信しました。

[区分：市民提案事業]

野中到夫妻顕彰祭事業

[団 体] NPO法人富士賛会議

[市担当課] 社会教育課、玉穂支所 [活用年] 2009 年

事業内容

富士山気象観測の礎を築いた野中夫妻の功績を、講談師「神田紫」による講談、回顧展示会や映画会によって来場者に伝えました。さらに、式典挙行・座談会を実施することで、富士山の歴史・気象・災害への関心も高め、御殿場市の観光等にも貢献しました。

[区分：市民提案事業]

おもちゃ病院事業

[団 体] 御殿場おもちゃ病院

[市担当課] 社会教育課 [活用年] 2023 年～2024 年

事業内容

壊れたり動かないおもちゃを預かり、修理してお返しする「おもちゃ病院」の取り組みを、地域住民によりつくる団体と行いました。子ども達の「物を大切に作る心」を育むとともに、自身のスキルを生かす場所づくり、多世代の交流する居場所づくり、子ども達が科学に興味・関心を持つきっかけづくりに取り組みました。

[区分：市民提案事業]

雲の博士阿部雲気流研究所資料展

[団 体] NPO 法人富士賛会議

[市担当課] 社会教育課 [活用年] 2010 年

事業内容

御厨文化に貢献した当市ゆかりの「阿部正直」博士を紹介。市民交流センター ふじざくらでの展示、上映、講談、座談などにより、750 名もの人々に足を運んでいただき、広く市民の方々に周知することができました。



[区分：市民提案事業]

御厨の古道へ～矢倉沢往還 箱根裏街道～を記録に残そう

[団体] NPO 富士山御殿場ガイド「御厨の風」
[市担当課] 社会教育課 [活用年] 2011 年～2012 年

事業内容

市内の「矢倉沢往還」や「箱根裏街道」などの地元の古道を踏査し、歴史的意義を学ぶ活動を行いました。看板設置や現地解説を通じて市民の郷土愛を育み、文化財の保存の重要性をアピールしました。行政との協働により課題解決も進み、地域文化が市民に浸透していきました。

[区分：市民提案事業]

「科学的な考え方、 数理の楽しみ方入門」事業

[団体] 御殿場基礎科学研究会
[市担当課] 社会教育課 [活用年] 2011 年

事業内容

高校生や、科学に関心がある市内在住の方に、講義を通じて科学的考え方や現象データをわかりやすく伝えることを目的に、高校でレクチャー、市民向け講演会を実施。アンケートでは98%が良い評価で、講演会の模様はケーブルテレビでも放送されました。数理・科学を楽しく学ぶ機会を提供し、地域づくりに貢献しました。

[区分：市民提案事業]

富士山を思いっきり知ろう！「おもてなしの富士山5合目周辺のガイド」活動の展開

[団体] NPO 富士山御殿場ガイド「御厨の風」 [市担当課] 商工観光課、環境課 [活用年] 2009 年

事業内容

小学生の富士山学習の支援や、富士山巨樹・西臼塚側火山・二子山等のガイド、富士山5合目で富士登山者への給水支援、国民文化祭大茶会での循環バスガイド等幅広く実施しました。その結果、多くの参加者（延べ2,000人）から富士山を愛する御厨の風や御殿場市の取り組みが高く評価されました。

文化・スポーツ

[区分：はじめの一歩事業]

和太鼓による文化継承及び青少年の 健全育成事業

[団体] 竜良清流太鼓OB会 [市担当課] - [活用年] 2006 年

事業内容

市内中学校和太鼓部への指導や声かけ運動、市内各イベントでの中学生との共演を通じ、青少年の健全育成や地域・文化振興を促進しました。

[区分：はじめの一歩事業]

お子様向けスケートボード体験会

[団体] 御殿場市スケートボード振興会
[市担当課] スポーツ交流課 [活用年] 2024 年

事業内容

小さな障害物を置きながら、初心者や子どもたちにスケートボードを安全に体験してもらう機会を創出しました。適切な安全対策を実施し、本振興会スタッフのほかトップアスリートなどが一人ひとりに指導を行いました。



[区分：はじめの一歩事業]

地元の昔ばなしを次世代に伝えよう

[団体] 昔ばなしの会「はなかつみ」
[市担当課] 社会教育課 [活用年] 2013 年

事業内容

市内で地元の昔話のお話会や講座を開催し、郷土の昔話や伝説を収集して、子どもたちに分かりやすく再話・保存することで永代に語り継がれるよう冊子を作成。地域の郷土への関心を高め、地域コミュニティの活性化を図りました。



[区分：はじめの一步事業]

ベンチャースポーツフェスタの開催

[団 体] ブールスポーツ御殿場

[市担当課] 市民スポーツ課 [活用年] 2021 年

事業内容

スポーツに取り組む市民の増加により、市民の健康増進や年代を超えた地域のつながりを創出していくために、ブールスポーツを軸としたベンチャースポーツを体験できるイベントを開催しました。



[区分：はじめの一步事業]

印野旧石田家を活用した地域振興と文化財保全

[団 体] 印野地域振興イベント事務局

[市担当課] 農政課 [活用年] 2017 年

事業内容

地域資源を活用した地域振興に関する調査とテストイベントを実施しました。

[区分：市民提案事業]

平成 21 年度 WJBL (日本バスケットボール女子日本リーグ) 御殿場大会

[団 体] 御殿場市バスケットボール協会

[市担当課] 教育委員会 [活用年] 2009 年

事業内容

大会開催日に、午前市内の小・中・高生の選抜試合を実施し、午後よりWJBLのシャンソン対日立戦が開催されました。日本のトップレベルの公式戦を身近で観戦することによって、自身の技術向上だけでなく、協調性や一流選手のマナー等を学び、青少年の健全な成長に寄与できました。

[区分：市民提案事業]

スポーツしよう ～富士の麓で手をつなぐかい！～

[団 体] 駿腕

[市担当課] 文化スポーツ課 [活用年] 2012 年

事業内容

駅前広場でアームレスリング大会を開催し、物販も出店して会場を盛り上げました。女性や小学生、シニア世代、障害のある方も参加し、年齢や性別を超えて楽しむ姿を多くの人に知ってもらいました。行政と協力し、事前の広報や当日の運営などを行い、普段スポーツに触れない方々に新たな提案ができました。

[区分：はじめの一步事業]

『ゆるカヤ』ゆるくカヤとつながろう プロジェクト

[団 体] 御殿場の茅文化を守る会

[市担当課] 社会教育課、観光交流課 [活用年] 2024 年

事業内容

御殿場の茅の存在と、茅についての知識を広く一般に広めていくため、団体主催のワークショップを開催。また、白川郷からゲストを招いたトークショーや茅を利用した小物を制作するワークショップ、市が主催・共催・協賛しているイベントへ参加しました。



[区分：市民提案事業]

モンゴル民謡と馬頭琴の世界に親しむ！

[団 体] 御殿場地域読み聞かせボランティアの会

[市担当課] 図書館 [活用年] 2007 年

事業内容

親子読書普及事業講演会を市民会館小ホールで開催し、多くの親子が参加しました。絵本「スーホの白い馬」の読み聞かせと「馬頭琴」の演奏を通じて、モンゴルの大草原を表現し、読書の重要性や親子での読書の大切さを伝えました。

[区分：市民提案事業]

見直そう御殿場の椿

[団 体] 御殿場椿の会

[市担当課] 都市計画課、商工観光課

[活 用 年] 2012 年～2014 年

事業内容

江戸時代より御殿場の文化・生活に即した「椿」を地域振興の基盤とし、椿芸術祭や椿まつりを開催しました。市民に挿し木体験や油搾り体験を提供し、文化の保存と地域振興を図りました。特に樹齢 300 年を超える椿の保存に力を入れ、地域に根差した文化を守り育てていくという成果につながりました。



[区分：市民提案事業]

今こそ“二宮金次郎”ルネッサンス

[団体] NPO 法人富士賛会議

[市担当課] 社会教育課 [活用年] 2013 年

事業内容

御殿場にもゆかりの深い二宮金次郎の報徳精神を紹介する資料展や講演会・アニメ上映会を開催し、報告書にまとめました。これらを通し報徳仕法の根源である「村落共同体の構築」＝「地域づくり」について周知するきっかけとなりました。



[区分：市民提案事業]

御殿場の魅力発掘事業

[団体] 御殿場の魅力発掘隊

[市担当課] 魅力発信課 [活用年] 2020 年～ 2022 年

事業内容

御殿場の忘れられがち・見落としがちな「魅力」を調査・記録し、市内外に発信することで御殿場の魅力を広く伝えました。また、調査・記録した題材を使った集客イベントや体験ツアーなど、観光への活用にも取り組みました。



[区分：市民提案事業]

2016 秋の収穫祭！ 御殿場を食べつくそう！秋のグルメライド！

[団体] NPO 富士山御殿場サイクリングプロジェクト

[市担当課] 商工観光課 [活用年] 2016 年

事業内容

市内の施設・観光スポットを巡り、市内商観光業者の扱う物品・飲食物等を紹介することで、御殿場の魅力を感じ、経験していただくサイクリングイベントを開催しました。



[区分：市民提案事業]

令和の世によみがえる 御殿場馬車鉄道復元プロジェクト

[団体] 御殿場馬車鉄道研究会

[市担当課] 社会教育課 [活用年] 2021 年～ 2023 年

事業内容

かつて御殿場でも活躍していた「馬車鉄道」の歴史を知る方も少なくなり、開発が進むことでその名残も次々と失われている。馬車鉄道に関する資料の収集・調査による記録の保管のほか、クラウドファンディングにより復元した馬車鉄道車両をシンボルとして教育・啓発・情報や魅力の発信に取り組みました。



まちづくり

[区分：市民提案事業]

富士山登山者に向けてのおもてなし観光事業

[団体] NPO 富士山コミュニティ

[市担当課] 商工観光課 [活用年] 2013 年

事業内容

御殿場駅前で富士山の登山者を対象に、手足の洗い場や休憩所の提供、外国人を含めた観光客へのガイドなどのおもてなしを行いました。総利用者数は約1,600名に上り、“おもてなしの心”で市内滞留型の観光都市としての御殿場市のPRを行いました。



[区分：市民提案事業]

御殿場線まつり

[団 体] 御殿場線を育てる会

[市担当課] 企画課、商工観光課 [活元年] 2007年～2009年

事業内容

御殿場駅前広場と東西自由通路で「御殿場線まつり」が開催され、特産品の紹介やバンド演奏、ダンス、ミニSLの運行など多彩なプログラムが展開されました。多くの来場者で賑わい、御殿場市と沿線地域の魅力をアピールする良い機会となりました。

[区分：市民提案事業]

元気いっぱい おかみさん市

[団 体] 御殿場おかみさん会

[市担当課] 商工観光課 [活元年] 2012年～2014年

事業内容

御殿場駅前で開催した「元気いっぱい おかみさん市」は、地場産品や飲食店の出店、ステージイベントを通じて地域の魅力をPRしました。多くの来場者に、御殿場のおもてなし精神を体験していただきました。



[区分：市民提案事業]

富士山アートフェスティバル 御殿場市富士山世界文化遺産 登録記念事業

[団 体] NPO ありがとう ふじさん

[市担当課] 企画課 [活元年] 2013年～2015年

事業内容

「富士山アートフェスティバル」を開催し、音楽やダンス、絵画展示を通じて市民が一体となり、富士山の世界遺産登録を盛り上げました。第2回では「故郷」をテーマに多彩なステージを展開し、第3回では「家族」をテーマに親しみやすい内容で、来場者の心を掴みました。また、ジュニア・アート展も同時開催しました。幅広い世代の芸術への意識向上と郷土愛が育まれました。

[区分：市民提案事業]

神山城址公園整備事業

[団 体] 神山有志の会

[市担当課] 〃〃 [活元年] 2006年

事業内容

地元の有志の会と神山5区の区長会が、市有地（面積約8,900㎡）の里山を整備しました。「神山の子、良い子、強い子、元気な子」を合言葉に、平成18年度から5ヵ年計画で進められました。約450名の地区民が参加し、数十年間放置された高さ3m近くの笹を刈り込み、進入路や駐車場の整備を行いました。

[区分：市民提案事業]

富士山世界文化遺産御殿場市民向け パンフレット作成

[団 体] 御殿場市富士山世界文化遺産研究会

[市担当課] 商工観光課 [活元年] 2014年

事業内容

新たな富士山世界文化遺産の価値を創出し、遺産の保全と普及を通し行政・教育・文化観光に資することを目的とする団体です。教育分野でも使われることを視野に入れ、市民の世界文化遺産への関心と理解を一段と深めるためのパンフレットを2号にわたり作成しました。パンフレットは市内教育機関や公共機関に配布され、若い世代の地域再発見のよい手助けとなりました。



[区分：市民提案事業]

富士山みくりやよってかつ祭

[団 体] 富士山みくりやよってかつ祭

[市担当課] 商工観光課 [活元年] 2016年～2017年

事業内容

地域の活性化と交流人口の増加を図り、市内外からの集客を促進するため、市内外のパフォーマンス団体が集まるイベントを開催し、誰もが気軽に参加できる場を提供しました。



[区分：市民提案事業]

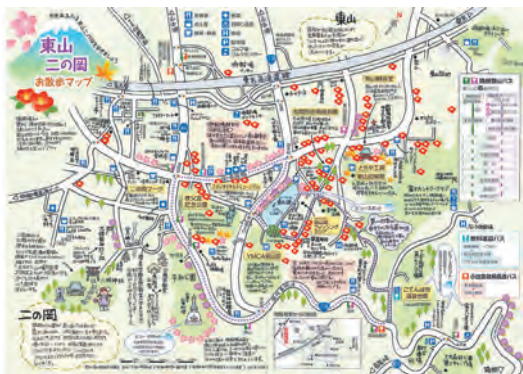
「魅力ある東山路」づくりから始まる 観光ハブ都市御殿場

[団体] 東山路観光協議会

[市担当課] 商工観光課 [活用年] 2014 年～2016 年

事業内容

東山・二の岡地区の関係施設が集まり、東山路を一つの観光先進モデルとし、発信しています。御殿場市を訪れた方々に向けて地域の歴史文化を含めた案内マップなどを作成し、地域の魅力を十分に発信しました。



[区分：市民提案事業]

HALLOWEEN in GOTEMBA

[団体] 一般社団法人 御殿場青年会議所

[市担当課] 観光交流課、商工振興課

[活用年] 2018 年～2019 年

事業内容

市民参加型のイベントを開催し、まちの現状やまちづくりの楽しさを知ってもらうとともに、他市町からも当市に来ていただく機会を作り、富士山樹空の森及び御殿場駅周辺などの認知度向上と経済波及を図りました。



[区分：市民提案事業]

御殿場市民を応援する「ごてんばベース」

[団体] 子育て支援団体 はぐっと

[市担当課] 都市整備課 [活用年] 2024 年

事業内容

子育て支援事業を活用した駅前の活性化を目的とし、近隣の店舗で親がゆっくり買い物や食事ができるように、ベビーシッター資格を持ったスタッフによる子どもの一時預かり事業を実施しました。

[区分：市民提案事業]

黒澤明監督と御殿場

[団体] 御殿場黒澤明学会

[市担当課] 魅力発信課 [活用年] 2020 年、2022 年

事業内容

世界的に高い評価を受けている黒澤明監督の作品は、御殿場市でも多くの撮影が行われました。黒澤明監督と御殿場市の関係や、当時のロケ地の検証、聞き取り調査などを行うとともに、ロケ地への看板の設置や、市内外への情報・魅力発信を行いました。



[区分：市民提案事業]

地域コミュニティ 「GOTEMBA MEETING」の 運営事業

[団体] GOTEMBA MEETING 実行委員会

[市担当課] 市民協働課、都市整備課 [活用年] 2024 年

事業内容

誰もが自由に対話するイベントを開催。場所を移すことで「御殿場の魅力」の再発見、今まで接点のなかった世代・業種の人と出会う機会を創出しました。自由な対話の場であり、ビジネスのための情報交換、新たな事業のチャンス、コラボレーションが生まれる場として機能しました。秋には、参加者の中で出店希望者を募るマーケットイベントを実施しました。



[区分：行政提案事業]

元気わくわくごてんばフェスタ

[団体] 市民活動支援センター

[市担当課] 地域振興課 [活用年] 2009 年～2010 年

事業内容

行政と協働で開催されたイベントは、多くの参加者が来場し、大盛況となりました。市民活動団体にとっては、日頃の活動を広く PR する貴重な機会となりました。

[区分：行政提案事業]

富士岡地区ふるさと景観づくり事業

[団体] NPO 法人富士の麓・水と緑と風の会
[市担当課] 富士岡支所 [活元年] 2009 年～2011 年

事業内容

地域住民が参加し、「二子山五本松展望台」や「海が見える四季の丘」などで草刈りや遊歩道の補修作業などを実施しました。また、ハイキングイベントや親子向けの魚のつかみ取り大会を開催し、住民同士の交流を深める良い機会となったほか、地域の景観づくりに貢献しながら、コミュニケーションを促進しました。

[区分：行政提案事業]

木育推進拠点

『(仮称) 富士山木のおもちゃ美術館』 整備・運営に係る官民連携事業

[団体] あそびの広場
[市担当課] 未来プロジェクト課 [活元年] 2024 年

事業内容

木育活動の拠点である「(仮称) 富士山木のおもちゃ美術館」が開館するのに向けて、幅広い市民への周知活動や多様な人材の協力参画を促すため、施設の広報活動や、市民向けおもちゃ美術館の見学ツアーの実施、実際に木育を体験する機会をつくりました。



災害支援

[区分：市民提案事業]

地域防災力の向上を目指して災害ボランティアコーディネーター研修会

[団体] 災害ボランティアコーディネーター御殿場 [市担当課] 防災対策室、地域振興課 [活元年] 2007 年～2008 年

事業内容

ボランティアの受け入れは、ニーズの把握など課題が大変多くあるため、災害ボランティアコーディネーターの研修を受けたメンバーが、市災害対策本部と協力連携し、ボランティアの受け入れのための研修を行ったほか、団体の存在および活動内容を各種イベントで PR しました。

[区分：市民提案事業]

防災都市御殿場づくり体験の日

[団体] 防災都市御殿場づくり体験の日実行委員会
[市担当課] 危機管理課 [活元年] 2016 年～2018 年

事業内容

市民の防災意識を高めることを目指し、大規模災害を経験した被災地の方々の体験を共有し、防災知識を学ぶ講演会とワークショップを開催しました。また、地域防災の啓発冊子を作成し、市内に配布しました。



[区分：市民提案事業]

家族を守るママ防災

[団体] 御殿場ママ活情報局
[市担当課] 危機管理課 [活元年] 2020 年～2022 年

事業内容

子育て世代に強い発信力を持つ団体と市が連携することで、より分かりやすく参加しやすい防災講座を実施するとともに、SNSでの情報発信、防災冊子の配布等を通じて、地域の防災力の向上とともに、災害時でも安心して子育てができる防災に強いまちの実現に取り組みました。



地域安全

[区分：はじめの一步事業]

御殿場ラン&ウォークパトロール事業

[団 体] 御殿場ラン&ウォークパトロール隊
[市担当課] くらしの安全課 [活用年] 2016 年

事業内容

普段のランニングやウォーキングを行う市民有志とともに、日常的・定期的に防犯見守りパトロールを実施しました。また、夕暮れ時などの事故防止のため、反射材や LED ライト等の活用促進のため、普及啓発活動を行いました。



経済活性化

[区分：市民提案事業]

御殿場フィルムコミッション支援事業

[団 体] NPO 御殿場フィルムネットワーク
[市担当課] 魅力発信課 [活用年] 2017 年～ 2019 年

事業内容

御殿場のフィルムコミッションの活性化を図るため、情報ネットワークの構築、ロケ地情報の整備、啓発イベントの開催に取り組みました。



[区分：市民提案事業]

観光ボランティアガイド養成講座

[団 体] 御殿場ボランティアガイド協会
[市担当課] 観光交流課 [活用年] 2022 年、2024 年

事業内容

御殿場市の魅力ある豊かな自然・食・歴史・文化を発信するための「ボランティアガイド養成講座」の企画・開催や、市民で実際にガイドを希望される方を募り、外部からの観光ガイド依頼に対応できるガイドを育成しました。



NPO 支援

[区分：はじめの一步事業]

御殿場の文化・地域を歩いて知ろう 観光交流実証事業ノルディックウォーキングエコツアー

[団 体] ノルディックウォーカーズクラブ御殿場 [市担当課] 文化スポーツ課 [活用年] 2010 年

事業内容

下肢に障害がある方でも楽しめるノルディックウォーキングが、キリンディスティラリー富士御殿場蒸留所や馬術スポーツセンター、桜公園で実施されました。地域の方々と交流しながら歩くことで、新たな発見があり、地域を知る良い機会となりました。参加者は8回で合計約 120 名でした。

[区分：市民提案事業]

食の魅力探求隊・みくりやの 地産地消と食育推進

[団体] みくりやの里・食の魅力探求隊

[市担当課] 教育委員会、子育て支援課（子ども家庭センター）

[活用年] 2009年～2010年

事業内容

市内の保育園や幼稚園などで地場産品を使ったキッズキッチンや調理実習会を実施したほか、食を通じた予防医学などを学ぶ講座も開催しました。子どもたちが体験した「米粉ときな粉蜂蜜げんこつあめづくり」は保護者にも好評で、わくわくフェスタでの実演体験も行いました。また、映写会や水菜の花摘み体験を通じて、食の大切さを学んだほか、生産者と消費者の連携が強化されました。

[区分：市民提案事業]

富士山の恵みを満喫 観光交流実証事業 「富士山の日御殿場バルーンミーティング」

[団体] スカイトレッカーズ

[市担当課] 商工観光課 [活用年] 2010年

事業内容

富士山の日、御殿場で熱気球の係留体験を実施し、冬の観光をPRしました。全国のパルーニストにフライトを楽しんでもらい、情報を発信。NHKやBSニュース、SBSラジオでも取り上げられ、御殿場の大きなイベントとして認知されました。

[区分：行政提案事業]

ご縁をむすび隊プロジェクト

[団体] ご縁をむすび隊プロジェクト

[市担当課] 魅力発信課 [活用年] 2017年

事業内容

市の魅力発信を行いながら、独身者の出会いから結婚までを支援するとともに、婚活イベント等を行う団体間の情報共有・人材交流を行い、団体の活動の質を向上させました。また、主催婚活イベントを開催しました。

市民活動団体による行政と協働経験談



団体独自で活動するよりも、幅広い世代の方にアプローチすることができたと思います！



行政側の視点から事業に対するアプローチや進め方など学ぶところが多かったです！
また行政の力添えがあることでフィールド調査やヒアリングなど、市民の協力を得やすいことができました！



市民活動団体ではできない部分、行政ではできない部分を、お互いがお互いを理解し合うことで補うことが出来たように感じます！



行政に広報等で応援していただくことで、市民が参加しやすくなり、参加者同士のつながりや団体とのつながりができて、とてもありがたかったです！

支援窓口一覧

御殿場市民活動支援センター

ー市民活動、NPO 活動に関することー

[所在地] 御殿場市萩原 988-1

(市民交流センター「ふじざくら 市民活動室」内)

[開館時間] 9:00~17:00 [休業日] 月曜日、年末年始

[TEL] 0550-70-6820

[Mail] info@gotemba-npo.net



[HP]

御殿場市民活動支援センターとは、市民活動の拠点として設置された施設です。市民活動団体等の活動を支援するため、市と連携して様々な事業に取り組んでいます。また、センターに様々な市民活動団体が登録されています。ぜひご利用ください。

■相談窓口

市民活動団体や NPO 法人などの設立・運営に関する相談をお受けしています。また、市民活動を支援する助成金の情報等についても御案内しています。

■活動拠点・機材貸出し

打ち合わせスペースや、ロッカー、印刷機、紙折り機などが利用できます。また、プロジェクターやスクリーン、カメラなど、活動に役立つ機材の貸出しも行っています。

■交流事業・成果発表

市民活動団体の活動成果を発表する「市民活動見本市 元気わくわくごてんばフェスタ」の開催や、団体間の連携をつくる「市民活動団体連絡会」を実施しています。

■各種講座

市民活動団体の活動に役立つ講座を開催しています。

[開催した講座の例]

- ・団体の会計について
- ・Zoom、SNS の使い方

市民活動室は予約なしでご利用いただけます



市民活動見本市 元気わくわくごてんばフェスタ

御殿場で活躍する市民活動団体の取り組みを広く市民に知っていただくことを目的として「見て・知って・体験できる」イベントを開催しています。



御殿場市社会福祉協議会

ーボランティア活動に関することー

[所在地] 御殿場市萩原 988-1 (市民交流センター「ふじざくら」内)

[開館時間] 9:00~17:15

[休業日] 土曜日・日曜日・祝日、年末年始

[TEL] 0550-70-6801

[Mail] info@gosyakyo.jp



[HP]

御殿場市社会福祉協議会とは、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関等と連携し、福祉のまちづくりをめざす民間の組織です。ボランティア活動の情報提供や活動紹介、ボランティア活動に関する相談を受け付けています。



クリーンアップ作戦 (御殿場市ボランティア連絡協議会)

御殿場市ボランティア連絡協議会は、社会福祉協議会のボランティア相談でコーディネーターとして活動しています。この団体は、福祉の向上と明るい街づくりに向けて、ボランティア同士の情報共有や福祉講座などを開催しています。さらに、団体の主な活動である「クリーンアップ作戦」として、まちをきれいに保つために、国道 246・138 号線の道路清掃を行っています。



御殿場市 市民協働課

[所在地] 御殿場市萩原 483

[TEL] 0550-82-4308

[Mail] kyodo@city.gotemba.lg.jp

御殿場市市民協働課では、御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金制度 (P24 ~ P40) や、市民活動のきっかけをつくる講座の開催などを通じて、市民活動を支援しています。

資料編

会則、設立総会議事録、収支決算書の記載例などを掲載します。
参考としてください。



会則 記載例

〇〇〇〇の会 会則

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇〇の会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

(目的)

第3条 本会は、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動及び事業を行う。

(1) 〇〇〇〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇〇〇〇

……

(会員)

第5条 本会の会員は、次の〇種とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

……

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 〇人

(3) 庶務 〇人

(4) 会計 〇人

(5) 監事 〇人

- 2 前項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 庶務は、本会の事務全般を担当する。
- 4 会計は、本会の出納事務を担当する。
- 5 監事は、会の業務執行及び財産の状況を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎事業年度○回開催し、必要があるときは臨時総会を開催できるものとする。
- 3 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (3) 事業報告及び活動決算
 - (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (5) 入会金及び会費の額
 - (6) その他運営に関する重要事項
- 4 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第15条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

(細則)

第17条 この会則の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、成立の日から○○年○月○日までとする。

設立総会議事録 記載例

〇〇〇〇の会 設立総会議事録

1. 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日〇時〇分から〇時〇分まで
2. 場 所 静岡県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇会館〇〇会議室
3. 出席者数 〇〇人
4. 審議事項
 - (1) 議長選任の件
 - (2) 議事録署名人の選任の件
 - (3) 設立趣旨に関する件
 - (4) 会則に関する件
 - (5) 設立当初の財産に関する件
 - (6) 〇〇年度及び〇〇年度の事業計画並びに活動予算について
 - (7) 役員等に関する件
 - (8) 入会金及び会費について
 - (9) 設立代表者の選任について
5. 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 議長に〇〇〇〇が全会一致で選出された。
 - (2) 議長より、議事録署名人に〇〇〇〇、〇〇〇〇を選任したいとの提案があり、承認された。
 - (3) 〇〇〇〇より、別紙の設立趣旨により〇〇〇〇の会を設立したい旨の提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。
 - (4) 〇〇〇〇より、別紙会則案が提出され、審議の結果、全会一致で承認された。
 - (5) 設立当初の財産について、別紙財産目録を配布し諮ったところ、全員異議なく承認された。
 - (6) 〇〇〇〇より、〇〇年度及び〇〇年度の事業計画並びに活動予算について提案があり、全会一致で可決された。
 - (7) 〇〇〇〇より、役員の選出について提案があり、理事に〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、監事に〇〇〇〇を選出した。また、理事の内より理事長に〇〇〇〇、副理事長に〇〇〇〇をそれぞれ選任した。なお、役員報酬は該当無しとした。
 - (8) 〇〇〇〇より、①正会員：入会金〇〇〇円、年会費〇〇〇円、②賛助会員：入会金〇〇〇円、年会費〇〇〇円とする旨の提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。
 - (9) 議長より設立代表者について諮ったところ、〇〇〇〇を選任することが全会一致で可決された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長	〇〇 〇〇	印
議事録署名人	〇〇 〇〇	印
同	〇〇 〇〇	印

収支決算書 記載例

〇〇年度 収支決算書
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇の会

(収入)

(単位：円)

科 目	金 額(円)	内 訳
自己資金	250,000	団体会費 100,000円 寄 付 金 100,000円 協 賛 金 50,000円 (地元企業協賛金)
計	250,000	

(支出)

(単位：円)

科 目	金 額(円)	内 訳
報償費	90,000	講師出演謝礼 (@30,000円×1名×3回)
旅費	7,500	講師打ち合わせ 2,500円(往復)×3名
消耗品費	7,900	講演会・体験教室の開催に要する消耗品
印刷製本費	56,000	チラシ印刷 ※全戸配布、公共施設等配架 @1.4円×40,000部
手数料	1,600	振込手数料 (800円×2回)
保険料	10,000	イベント保険料 (5,000円×2回)
使用料及び賃借料	65,000	会場使用料 (10,000円×2回、5,000円×3回) 機器等レンタル (15,000円×2)
原材料費	12,000	
計	250,000	

市民活動・市民協働ガイドブック

2025年9月1日 発行

[作成] 御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会
御殿場市市民協働課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483
TEL : 0550-82-4308
Mail : kyodo@city.gotemba.lg.jp
